

# 令和7年度 西京極西小学校「学校いじめの防止等基本方針」

## 1 総則

### (1) 目的

いじめは、時代によってその態様を変化させながら、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、場合によっては、その生命または身体に重大な危険を生じさせ、その可能性や未来を損なうおそれがあるものである。

本市においても、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るとの危機意識に立ち、いじめ対策委員会を設置し、教職員がいじめに関する課題や情報を共有することで、いじめを許さない学校づくりを進めてきた。また、「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という教育理念の下、児童の豊かな感性・情操・他人を思いやる心、正義感、人権を尊重する態度を育む教育活動を展開するとともに、児童が主体的にいじめについて考え、いじめを無くすように行動力の育成に努めてきた。

この度、平成29年3月に改訂された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容や本市の現状を踏まえ、「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」などの取組の一層の充実を目指し、取組指針の改定を行った。この「取組指針」に則り、子どもの成長に関わる全ての人々との協働のもと、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を構築するための施策、取組を一層推進する。

### (2) 基本理念

いじめの防止等の取組の推進に当たっては、子どもの育成に携わる全ての者が次に掲げる3点を基本理念として、相互に連携した取組が継続的に行われることが重要である。また、昨今の子どもは、他者間の人間関係の構築について苦慮している状況が多く見られる。自分の気持ちを調整し折り合いをつけながら、相手を尊重する気持ちや思いやりを持って行動できるよう、発達段階に応じた取組を促すことが必要である。

- ① 全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるよう育まれること。
- ② いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対応すること。
- ③ いじめを受けた子どもの保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

## 2 いじめ対策委員会

### (1) 構成

- ・校長
- ・教頭
- ・教務主任
- ・生徒指導主任
- ・教育相談主任
- ・養護教諭
- ・生徒指導委員会担当教員
- ・スクールカウンセラー

### (2) 役割

- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童の情報交換と課題の共有
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・教職員の人権感覚を磨き、個々の資質向上を図るためのいじめに特化した研修会の実施
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定
- ・関係機関、専門機関との連携対応

### (3) 開催時期

- ・クラスの様子で児童や指導者、保護者などがいじめにつながる可能性を感じたとき
- ・指導者がいじめを認知してすぐ
- ・毎月一回、金曜日に行う。（緊急対応の場合はこの限りではない。）

### (4) 児童・保護者への周知

- ・児童へは朝会で周知し、保護者地域へはホームページや学校だよりを通して周知する。

## 3 学校いじめ防止プログラム

### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

#### ア 学習環境の充実

- ・学習規律の確立に努め、すべての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。

#### イ 授業改善の充実

- ・すべての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、すべての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を工夫する。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・学力向上チームを中心に、児童につけたい力を明確にするとともに、全教職員で共通理解して取り組んでいく体制を確立する。

#### ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・全学年で一斉に取り組む「こころの日」を設定する。
- ・休日参観で、全校の取組として、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「道徳」を実施し、保護者に理解や協力を求める。
- ・警察のスクールソポーター等による非行防止教室の実施
- ・薬物乱用防止教室の実施

#### エ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・児童会活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取り組みを推進する。

- ・「こころのノート」に人権に関わる児童の考え方や感想を掲載するようとする。
- ・非行防止教室で学んだ内容を学級で振り返る。

#### オ 児童同士の絆づくり

- ・学級活動、縦割り活動、委員会活動、クラブ活動、部活動などを通して、互いに認め合い高まり合う集団づくりを行う。

### (2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

#### ア 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

#### イ 児童生徒に対する定期的な調査（いじめに対するアンケート、クラスマネジメントシート、教育相談 等）

- ・学校評価アンケートを利用して、「いじめ」の兆候の早期実態把握に努める。
- ・クラスマネジメントシートの有効活用を図る。
- ・年に2回「いじめアンケート」を実施し、児童の様子を把握する。
- ・「いじめアンケート」をもとに聞き取りを行う。

#### ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・アンケートに基づく積極的な相談活動を実施する。
- ・教育相談週間の設定と、事前のアンケートの実施によるいじめ発見の強化に努める。
- ・スクールカウンセラーとの連携による教育相談を実施する。

### (3) いじめが起こった時の措置及び再発防止に向けた取組

#### ア 基本的な考え方

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。同時に周りの児童の関わりを把握し、被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。被害児童及び保護者への支援を行い、加害児童への指導及び保護者への助言を行う。

# イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応 《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

## 前 提 と な る 基 本 事 項

- |                                   |                               |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| 『学校いじめ防止基本方針』                     | 『いじめ対策委員会』                    |
| □学校いじめ防止プログラムの策定                  | □担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知 |
| □教職員、児童生徒、保護者、地域への周知              | □臨時の委員会開催時の手順確認・周知            |
| □取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善 | □児童生徒、保護者、地域への周知              |
|                                   | □いじめの認知・解消の判断について確認           |

## 未 然 防 止 の 取 組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

## 予 防

- いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握
- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
  - ・アンケート調査等の情報から 等

## 見逃しのない観察

## 組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

## 手遅れのない対応

### 【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

## 管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。 [認識の共有化・行動の一元化]

## 心の通った指導

### 【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

### 【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、すみやかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

### 【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

### 【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

### 【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

## 「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

### 【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。  
(1)いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）  
(2)いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

## ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童生徒への指導、地域や保護者への啓発に努める。ネットに関する問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

## エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。事案によっては、警察にも連絡を入れる。

## (4) 教職員の資質能力向上の取組

### ア 内容

- ・「西京極西小学校いじめの防止等基本方針」を活用した、校内研修を実施し、全教職員に対し未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。
- ・「西京極西小学校いじめの防止等基本方針の徹底」「いじめアンケートをもとにした、教職員のいじめに対する意識の向上」を内容とする。

### イ 実施時期

- ・4月、8月に行う生徒指導研修会の場で行う。

## 4 保護者・地域、関係機関との連携

### (1) 保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・いじめが児童の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性について、ホームページや学校、学年便り等を活用して、保護者や市民、関係団体等に周知する。
- ・児童を社会・地域の宝として大切に育む「はぐくみ文化」と憲章の理念の下、いじめの防止等の取組について保護者や市民、関係団体等の協力を求める。
- ・学校運営協議会やPTA、地域生徒指導連絡協議会、少年補導委員会などの地域の関係団体に積極的に情報を提供するなど連携を促進し、学校と地域社会、家庭が協働する体制の充実を図る。
- ・家庭訪問や懇談会等の場を活用し、保護者から家庭での児童の様子を聴き取るとともに、学校での様子を伝え、保護者、家庭と学校が情報を共有し、協同して児童の育成に対処する基盤を作る。
- ・担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに関係児童の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の方針を説明し、必要な連携を求める。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・日頃からスクールカウンセラー及びスクールサポーターとの連携を密にしておく。

## 5 重大事態への対処

### (1) 基本的な考え方

- ・以下の場合は京都市教育委員会への速やかな報告と相談をする。
  - ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして調査・報告等にあたる。

## (2) 重大事態が発生したときの対応

### 学校が調査主体の場合

- ・学校長の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。事実確認は冷静かつ正確に行う。児童の話を丁寧に聞くようする。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供を行う。速やかに対応するとともに、誠実な態度で正確な説明に努める。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置。教職員の共通理解を深め、同じ方向で組織的に指導を進める。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組を推進する。問題を起こした児童のみの指導に終わることなく、学級・学年・学校全体の指導や保護者への指導、地域への啓発に目を向けた指導を行う。

### 京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

## 6 年間計画（予定）

- ・いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	いじめ対策委員会① 生徒指導研修会「学校いじめ防止基本方針」の共理解 児童の共通理解	こころの日 「西京極西小学校のやくそく」の配布、掲示。 「学習規律八か条」の掲示。		学校説明会 学級懇談会①
5	いじめ対策委員会② 人権教育研修会	憲法月間の人権朝会 こころの日 いじめ対策委員を朝会で児童に周知 6年修学旅行		個人懇談会週間 保護者や地域にいじめ対策委員会について学校だよりやホームページにて周知
6	いじめ対策委員会③ 生徒指導研修会（未然防止）	こころの日	第1回いじめに関する記名式アンケートの実施 学校評価アンケート 第1回クラスマネジメントシートの実施 教育相談	休日参観・道徳・人権学習の授業参観 学校評価アンケート
7	いじめ対策委員会④ (アンケート等の調査結果の情報共有) 年間の取組の見直し① 生徒指導研修会(早期発見・積極的認知)	こころの日		個人懇談会①
8	いじめ対策委員会⑤ クラスマネジメント研修会 生徒指導研修会			

9	いじめ対策委員会⑥	こころの日 5年花背山の家野外活動		自由参観(非行防止教室・薬物乱用防止教室)
10	いじめ対策委員会⑦	こころの日 スポーツフェスティバル	Action	
11	いじめ対策委員会⑧	こころの日 学習発表会	第2回いじめに関する記名式アンケートの実施 教育相談	
12	いじめ対策委員会⑨ (アンケート等の調査結果 の情報共有) 学校いじめ防止プログラム の見直し	こころの日 人権月間の人権集会	第2回クラスマネジメントシートの実施 学校評価アンケート	個人懇談会② 学校評価アンケート
1	いじめ対策委員会⑩	こころの日		
2	いじめ対策委員会⑪ 生徒指導研修会(早期発見・ 積極的認知)	こころの日		新1年入学説明会 学級懇談会③
3	いじめ対策委員会⑫ 年間の取組の見直し②	こころの日	Check	学校評価の検証